○中部地方整備局告示第百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十五日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	名古屋市天白区中平三丁目一〇四番一から同市天白区中平四丁目一一二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年八月二十五日

○近畿地方整備局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
奈良県山辺郡山添村大字遅瀬五八七番地先から同村大字遅瀬八八六番一まで	前	二五・五四～一七七・八三メートル	〇・七七七キロメートル
	後	三五・四三～一七七・八三メートル	〇・七七七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長浜市高月町高月字馬所目一一七三番二から同市高月町高月字黒田一一七六番八まで	前	一二・六〇～一四・二〇メートル	〇・〇三三キロメートル
	後	一三・二〇～一四・二〇メートル	〇・〇三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

人事異動

内閣

国務大臣　前原　誠司

国家公安委員会委員長中井治帰朝につき国家公安委員会委員長事務代理を免ずる

同　前原　誠司

内閣府特命担当大臣中井治帰朝につき内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を免ずる（以上八月十九日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　仙谷　由人

外務大臣岡田克也海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

小溝　泰義　渡邉（橋）利夫　岩﨑　廣治（廣治）

肥塚　隆　小島　誠二　原田　有造

横田　順子　黒田　義久　佐藤　宗一

岸野　博之　鈴木　庸一　谷﨑　泰明

水城　幾雄　門司健次郎　渡邉　芳樹

木曽　功　兒玉　和夫　高田　稔久

佐野　利男　鈴木　敏郎　長﨑　輝章

深田　博史

特命全権大使に任命する（各通）

横井　裕　石川　和秀

特命全権公使に任命する（各通）

特命全権大使　服部　則夫

同　重家　俊範　同　宮本　雄二

特命全権公使　隈丸　優次

同　篠田　研次　同　髙原　寿一

願に依り本官を免ずる（各通）

（外務省在ボストン日本国総領事館総領事）外務事務官　辻　優

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に転任させる

内閣情報調査室次長を命ずる

（内閣府国際平和協力本部事務局長）内閣府事務官　羽田　浩二

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（同）同　髙田　稔久

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官　岸野　博之

外務省に出向させる

内閣情報調査室次長を免ずる

（総務省大臣官房付）総務事務官　諸戸　修二

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房新型インフルエンザ等対策室参事官を命ずる

（同）同　井上　博士

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房新型インフルエンザ等対策室参事官を免ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　田町　典子

内閣府に出向させる（以上八月二十日）

○国土交通大臣臨時代理

国務大臣　原口　一博

国土交通大臣前原誠司海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　原口　一博

内閣府特命担当大臣前原誠司海外出張不在中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）事務代理を命ずる

同　野田　佳彦

内閣府特命担当大臣自見庄三郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる

（松山地方裁判所判事）判事　河邉　義典

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（松山地方裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　小島　浩

兼官を免ずる（以上八月二十一日）

国務大臣秘書官に任命する　江頭　清輝

自見国務大臣附を命ずる

国務大臣秘書官　園田　弘幸

願に依り本官を免ずる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房内閣総務官室）内閣事務官　原　勝則

内閣官房内閣総務官室内閣総務官に昇任させる

内閣官房皇室典範改正準備室長を命ずる